

夕張市告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 31 年 1 月 7 日

夕張市長 鈴木直道

1. 入札物件の概要

物件名	初年度登録	最低売却価格	走行距離 (平成 30 年 10 月 3 日現在)
水槽付消防ポンプ自動車	昭和 63 年 11 月	300,000 円	48611.9 km

※詳細は別紙仕様書のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第 3 条に規定する別表第 1 の措置要件に該当しないものであること
- (4) 市が行う一般競争入札の参加者の資格を有し、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3. 条件付一般競争入札参加者の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 31 年 1 月 7 日（月）から平成 31 年 1 月 17 日（木）まで（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）により定められた祝日を除く。）

- イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出すること
- ウ 申請書類の提出先 夕張市消防本部総務課管理係
- エ 申請書類の提出方法 持参又は郵送

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4. 契約条項を示す場所

夕張市清水沢宮前町 20 番地 夕張市消防本部総務課管理係

5. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市清水沢宮前町 20 番地 消防署研修室
- (2) 入札日時 平成 31 年 1 月 25 日 (金) 午前 10 時 00 分

6. 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記載し、本人の氏名を記名、押印したものにより入札しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状を必ず提出すること。委任状の提出が無い場合は入札に参加することはできない
- (4) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (6) この入札後、結果については公表する。
- (7) 開札において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、夕張市契約規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の率は、見積金額につき 100 分の 5 以上とする。ただし、過去 2 年間に国又は地方公共団体と契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行したものについては免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金の率は、見積金額につき 100 分の 10 以上とする。ただし、過去 2 年間に国又は地方公共団体と契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行したものにつ

いては免除する。

8. 送付による入札の可否

認めない。

9. 契約書作成の要否

要する。

10. 入札の無効等

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項に対し2通以上の入札をした者
- (4) 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が最低売却価格以上で、かつ最高価格である入札者を落札者とする。(有効な入札に限る。)
- (2) 落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

12. 契約の締結

落札者は平成31年1月31日(木)までに契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札は無効とする。

13. 売却代金の納入

- (1) 落札者は、契約締結後に発行する納付書により平成31年2月15日(金)までに売却代金を一括して納入すること。
- (2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、契約は無効とする。

14. 売却物件の引渡し

- (1) 売却物件の引渡しの期限及び場所は次のとおりとする。
 - ① 引渡期限 契約代金の納付日から20日以内
 - ② 引渡場所 夕張市消防本部
- (2) 落札者は、売却物件の引渡し時までには名義変更手続きを完了すること。また、手続き完了後、引渡し期限までに車検証等名義変更を確認できる書類の写しを提出すること。

15. その他

- (1) 落札物件の契約に要する経費及び所有権の移転その他手続きに要する一切の経費は落札者の負担とする。
- (2) 落札物件の引渡し方法は現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。
- (3) 落札者は、落札物件の引渡し前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- (4) 提出された入札参加資格審査資料は返却しない。
- (5) 落札者は、「夕張市消防署」等の文字の除去、サイレン及びサイレンアンプ、標識灯、赤色点滅灯、消防記章を撤去し、それらを撤去したことがわかる写真を提出すること。なお、撤去に要する費用は落札者の負担とする。